

「福島県エネルギー政策検討会設置要綱」の一部改正について

電源立地県の立場でエネルギー政策全般の検討を行い、今後の本県における電源立地や同地域の在り方等についての県の考え方を取りまとめることを目的に、平成 13 年 5 月 21 日に設置した「福島県エネルギー政策検討会」の設置要綱を以下により一部改正した。

記

1 改正内容

平成 16 年度県組織の改編に伴う改正

要綱第 3 条関係

構成員に直轄理事及び病院局長を加える。

2 改正時期（附則関係）

平成 16 年 4 月 1 日

3 組織（改正後）

検討会）	会 長	知 事
	副会長	副知事、出納長
	構成員	教育長、警察本部長、直轄理事、各部局長
幹事会）	幹事長	地域づくり領域総括参事
	幹 事	県民安全領域総括参事、企画推進室長
	副幹事	税務企画グループ参事、エネルギーグループ参事 原子力安全グループ参事
		必要に応じ、上記以外の者の出席を求める。

福島県エネルギー政策検討会設置要綱

(設置)

第1条 電源立地県としての立場でエネルギー政策全般の検討を行い、今後の本県における電源立地や同地域のあり方等についての県の考え方を取りまとめるため、エネルギー政策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) エネルギー政策全般に関すること。
- (2) 電源立地地域における地域振興に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は知事、副会長は副知事及び出納長をもってあてる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、検討会に付議する事案の調整を行うとともに、電源立地や同地域のあり方等についての県の考え方の取りまとめに関する簡易な事項について協議調整する。

4 幹事会は幹事長を置き、幹事長は地域づくり領域総括参事をもってあてる。

5 幹事長は、必要に応じて関係総括参事、参事の幹事会への出席を求めることができる。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

7 幹事会には、必要に応じ事務局を置くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域づくり領域において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年5月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年8月6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

知事	総務部長	商工労働部長	企業局長
副知事	企画調整部長	農林水産部長	病院局長
出納長	生活環境部長	土木部長	教育長
直轄理事	保健福祉部長	出納局長	警察本部長

別表2（第5条関係）

幹事	地域づくり領域総括参事	県民安全領域総括参事	企画推進室長
副幹事	税務企画グループ参事	福祉グループ参事	原子力安全グループ参事